

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

蟹江町は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

蟹江町長

公表日

令和5年2月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、住民の健康の保持に寄与とともに疾病の発生予防を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①予防接種の実施及び接種記録の管理②予防接種の実施の指示③予防接種の実施に必要な協力④健康被害の救済措置に係る給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答⑤健康被害の救済措置に係る給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答⑥予防接種実費徵収⑦新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務⑧新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	1. 予防接種システム 2. 住民記録システム 3. 中間サーバー 4. 統合宛名管理システム 5. ワクチン接種記録システム(VRS)

2. 特定個人情報ファイル名

1. 予防接種情報ファイル
2. 住民基本台帳ファイル
3. 統合宛名ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2の項2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10、67条の23. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)5. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。) 第12の2、12の3、13、13の2、59の2条	
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、115の2、121の項 ・主務省令 第12の2、59の2条	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	民生部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地 蟹江町役場 総務課 Tel: 0567-95-1111
連絡先	〒497-0052 愛知県海部郡蟹江町西之森七丁目65番地 蟹江町健康推進課(保健センター) Tel: 0567-96-5711

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務 省令第5号) 第10、67条の2 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス 感染症対策に係る予防接種事務におけるワク チン接種記録システムを用いた情報提供・照会 のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	1. 番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務 省令第5号) 第10、67条の2 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス 感染症対策に係る予防接種事務におけるワク チン接種記録システムを用いた情報提供・照会 のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供) 5. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施 のための預貯金口座の登録等に関する法律第 9条	事前	新たな法令の施行により、根 拠法令を追加
令和5年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省 令第7号。以下「主務省令」という。) 第12の2、12の3、13、13の2、59の2条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、115の2の項 ・主務省令 第12の2、59の2条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 别表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省 令第7号。以下「主務省令」という。) 第12の2、12の3、13、13の2、59の2条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 别表第二 16の2、16の3、115の2、121の項 ・主務省令 第12の2、59の2条	事前	新たな法令の施行により、主 務省令等を変更
令和5年2月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	令和4年4月21日	令和5年1月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新
令和5年2月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月21日	令和5年1月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新